

●香川県告示第152号

平成18年香川県告示第580号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成28年4月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日	徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日
略				略			
高松ビジターバースの使用料の収納事務	<u>株式会社高松マリーナ</u> ニ	高松市浜ノ町68番17号	<u>平成28年4月1日</u>	高松ビジターバースの使用料の収納事務	<u>株式会社高松マリーナ</u>	高松市浜ノ町68番17号	<u>平成17年4月1日</u>
略				略			